

公正取引委員会の平成28年度概算要求について

平成27年8月31日
公正取引委員会

公正取引委員会は、公正かつ自由な競争による経済の活性化と消費者利益の増進を図るため、総額109億33百万円（対前年度比1億94百万円、1.8%増）を要求することとした。

このうち、消費税の転嫁拒否等の行為に関する積極的な情報収集のための悉皆的な書面調査の実施、消費税の転嫁拒否等の行為に対する迅速・厳正な対処など、引き続き、中小企業が消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境整備に万全の対策を講じることとし、そのための経費として、14億48百万円を要求することとした。

このほか、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処、下請法違反行為等の中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り体制の強化等のため、34名の増員を要求することとした。

（単位：百万円）

区 分	平成27年度 当初予算額 (A)	平成28年度 概算要求額 (B)	対前年度 増△減額 (B-A)
1. 厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用	350	486	137
2. 中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り強化 ＜うち消費税転嫁対策＞ （うち新しい日本のための優先課題推進枠）	1,530 <1,377>	1,661 <1,448> (78)	131 <71>
3. 競争環境の整備	107	137	30
4. 競争政策の運営基盤の強化	173	186	13
5. その他（既定人件費等）	8,580	8,463	△117
合 計	10,739	10,933	194

注1：計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計は一致しない。

注2：定員については、27名を合理化予定。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局
官房総務課（予算関係） 03-3581-3574
官房人事課（定員・機構関係） 03-3581-5475
ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

平成28年度概算要求における消費税転嫁対策の概要

- 公正取引委員会では、中小企業等に不当に不利益を与える消費税の転嫁拒否等の行為を未然に防止するとともに、違反行為が認められた場合には迅速・厳正に対処
- 消費税転嫁対策特別措置法に基づき、違反行為の有無を把握するための悉皆的な書面調査の実施等、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するための各種取組を実施するために必要な経費を計上

取組の具体的内容	概算要求額
<p>○ <u>消費税の転嫁拒否等の行為の監視・是正</u></p> <p>違反行為に対して、迅速かつ厳正に対処するため、中小企業等(売手側)に対する悉皆的な書面調査や大規模小売事業者及び大企業等(買手側)に対する書面調査を実施し、取締り要員を手当するなど、違反行為の監視・取締り体制を確保</p>	<p>1249百万円 (うち悉皆的な書面調査等関係経費846百万円)</p>
<p>○ <u>消費税の円滑かつ適正な転嫁のための広報・相談</u></p> <p>消費税転嫁対策特別措置法の内容を周知し、違反行為の未然防止を図るための広報、説明会、移動相談会等を実施するなど、広報・相談を積極的に実施</p>	<p>184百万円</p>
	<p>その他 15百万円</p>
消費税転嫁対策に係る概算要求額	1448百万円

注:計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計は一致しない。